

岐阜県農産物販路開拓支援アドバイザー派遣制度実施要領

1 趣 旨

県産農畜水産物の販路開拓を促進するため、ＥＣ・ＳＮＳの活用や、６次産業化、商品のブラッシュアップ等販路開拓に必要な助言を行う専門家として「岐阜県農産物販路開拓支援アドバイザー（以下、「販路開拓支援アドバイザー」という。）」を設置し、農業者等への派遣を行う。

2 アドバイザーの登録

販路開拓に取り組む農業者等が抱える課題等に対して対応できる専門的知見・資格を有した人材を「販路開拓支援アドバイザー」として登録する。

3 販路開拓支援アドバイザーの活動内容

- （１）販路開拓に関する助言
- （２）ＥＣ、ＳＮＳ等を活用した販売宣伝手法に関する助言
- （３）６次産業化に関する助言
- （４）売れる商品づくり（商品のブラッシュアップ）に関する助言
- （５）その他、企業化、衛生管理、経営管理等に関する助言

4 販路開拓支援アドバイザーの派遣対象

派遣対象は、自ら生産した農畜水産物又はそれらを原料とした加工食品等の販路開拓に取り組む、次に掲げる県内の農業者等とする。

- ・農畜水産業者
- ・農畜水産業者の組織する団体
- ・農畜水産業参入法人
- ・「アグリパーク重点推進モデル」支援対象者
- ・その他、県が特に必要と認める者

5 販路開拓支援アドバイザー派遣の手続き

- （１）販路開拓支援アドバイザーの派遣を希望する農業者等は、派遣申請書（様式１）を県が販路開拓支援アドバイザー派遣制度の運営を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）に提出する。
- （２）（１）により申請書の提出があった場合、委託事業者は申請書の内容を確認し、県農産物流通課長へ協議する（様式２）。農産物流通課長は内容が適正と認められる場合は、委託事業者へアドバイザー派遣決定書（様式３）を送付する。
- （３）依頼を受けた委託事業者は、派遣を希望する農業者等と具体的な活動内容等について調整し、農業者等の希望する販路開拓支援アドバイザーへ派遣依頼書（様式４）を送付する。
- （４）販路開拓支援アドバイザーは、農業者等への指導結果を活動結果報告書（様式５）に作成し、農業者等との情報共有を行い、活動終了後１４日以内に委託事業者へ提出する。
- （５）委託事業者は報告書の内容を確認し、送付書（様式６）を付して農産物流通課長へ提出する。
- （６）販路開拓支援アドバイザーの派遣に要する経費は予算の範囲内にて県で負担する。ただし、同一の農業者等の派遣については、当該年度内において３回を限度とする。
- （７）県が負担する販路開拓支援アドバイザーの報償費は６，０００円／時間とし、３０分単位とする。１回の派遣時間は原則２時間を上限とし、販路開拓に初めて取り組む農業者等への初回

派遣時に限り 3 時間を上限とする。

- (8) 販路開拓支援アドバイザーへの報償費及び費用弁償の支払いについては委託事業者が行う。なお、費用弁償については、委託先業者の旅費規定に基づき支払う。

附則 この要領は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行する。